

令和6年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会適正処理部会
廃棄物の適正処理に係る周知啓発業務委託仕様書

本仕様書は、九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会（以下「委託者」という。）及び受託者が締結する契約「廃棄物の適正処理に係る周知啓発」業務委託に関する事項について定める。

1 目的

本事業は、委託者の取組である「低濃度PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物」及び「小型充電式電池」について、域内*住民及び域内事業者に対し、処分期限等について広く周知することで「廃棄物の適正処理」を推進することを目的として実施する。

※「域内」とは、九都県市の構成自治体である、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市をいう。

2 事業の対象

域内住民及び域内事業者（以下「域内住民等」という。）

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 事業概要

域内住民等に対して、「廃棄物の適正処理」に係る普及啓発を図ることを目的に、以下の事業を実施する。

(1) 低濃度PCB廃棄物の期限内処理に係る周知啓発用広告の作成及び掲出

ア 実施項目

広告の作成及び掲出、ポスターの作成

イ 実施内容等

低濃度PCB廃棄物の期限内処理を促進するため、域内住民等に対し、低濃度PCB廃棄物の調査の方法や、処分期間内に処分する必要があることについて、効果的に周知啓発を図ることができるよう、ポスター等の広告を作成し、高い効果が見込める施設等に掲出する。

(ア) 掲出広告について

・広告を見た域内住民等が、低濃度PCB廃棄物の期限内処理について危機感を喚起できるデザインとする。

なお、「PCBとは何か」、「低濃度PCB廃棄物にはどんなものがあるか」、「低濃度PCB廃棄物はどのように処理をすればよいのか」等の詳細については、Webサイト九都県市首脳会議廃棄物検討委員会（URL <https://www.re-square.jp/>）内、「廃棄物の適正処理」等に案内するものでも差し支えない。

・広告は、九都県市の構成自治体すべてに掲出するものとし、広告掲出料は自治体毎にほぼ均等額となるようにすること。複数の構成自治体にまたがる広告掲出をする場合、自治体毎の広告掲出料は、その総額を対象自治体数で除して算出するものとする。

- ・掲出期間は、委託期間内における1か月程度とする。
- ・受託者選定後、提案内容は委託者受託者協議の上、変更できるものとする。

(イ) ポスターの作成について

- ・ポスターは、前項の広告又はそれを素材とした片面4色カラーA2判縦とし、作成部数は200部とする。
- ・ポスターの用紙は、連量135kgのコート紙又は相当品とする。
- ・作成したポスターは、委託期間内に九都県市構成自治体へ個別に納品することとする。各自治体への納品数については、委託者より受託者へ事前に連絡するものとする。

(ウ) 共通事項

- ・広告の作成に際しては、主として環境省のWebサイト等から情報を取得のうえ、作成するものとする。

なお、委託者が現に所有する素材を用いることは妨げない。

・参考URL

環境省（低濃度PCB廃棄物早期処理情報サイト）

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/>

※上記各項目の実施に係る詳細については、委託者受託者が協議の上、決定する。

(2) 小型充電式電池の適正処理に係る周知啓発用広告の作成

ア 実施項目

リーフレット、ポスターの作成

イ 実施内容等

小型充電式電池が原因と疑われる火災や事故が多発しているため、最近の火災事故発生事例等を挙げ、域内住民等へ適切な廃棄方法についての注意喚起を図る広告を作成する。

(ア) リーフレットについて

- ・リーフレットは、両面4色カラーA4判縦とし、作成部数は1,500部とする。
- ・リーフレットの用紙は、連量110kgのコート紙又は相当品とする。

(イ) ポスターについて

- ・ポスターは、前項のリーフレット又はそれを素材とした片面4色カラーA2判縦とし、作成部数は200部とする。
- ・ポスターの用紙は、連量135kgのコート紙又は相当品とする。

(ウ) 共通事項

- ・作成したものは、委託期間内に九都県市構成自治体へ個別に納品することとする。各自治体への納品数については、委託者より受託者へ事前に連絡するものとする。
- ・広告の作成に際しては、主として環境省、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会、一般社団法人JBRCのWebサイト等から情報を取得のうえ、作成するものとする。なお、委託者が現に所有する素材を用いることは妨げない。

・参考URL

環境省

https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

<https://www.jcpra.or.jp/municipality/dangerous/tabid/757/index.php>

一般社団法人 J B R C

<https://www.jbrc.com/>

※上記各項目の実施に係る詳細については、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

(3) 事業報告書の作成について

事業終了後、本事業の実施結果を報告書に取りまとめ、下記のとおり紙媒体及び電子媒体にて、委託期間内までに委託者に納品すること。

ア 成果物

(ア) 全体事業報告書 A4判：1部

(イ) 電子媒体記録物 一式（(ア)のPDFファイルを含む。）

広告の成果品に関しては、その提案内容に応じファイル形式を指定する。

(ウ) その他関係資料 一式

イ 納品先

九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会事務局（千葉県環境生活部廃棄物指導課）

5 留意事項

- (1) 契約締結後、速やかに作業計画書を委託者に提出すること。
- (2) 円滑に本事業を進めるため、委託者を始め連携する事業者と随時連絡をとり、事業内容について十分な調整を図ること。
- (3) 業務内容及び業務の進め方については事前に委託者と協議すること。また、業務の進行状況等について、委託者に随時報告するとともに、指示を受けること。
- (4) 委託者から依頼があった時は、委託者が設置する部会等に参加し、進捗状況の報告等を行うこと。また、会議出席者の質問等に適宜回答すること。
- (5) 業務内容は第三者に漏えいしてはならないこと。
- (6) 本業務において生じた一切の成果に対する権利は委託者に譲渡すること。
- (7) 本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理すること。

6 連絡体制等

受託者は、本委託業務の契約後遅滞なく、緊急時の連絡体制及び役割分担を定め、委託者へ報告すること。また、問題が発生したときは、速やかに内容及び対応経過を委託者へ報告すること。

7 事業担当

九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会事務局（千葉県環境生活部廃棄物指導課）

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話 043-223-2757

E-Mail haiki-sk@mz.pref.chiba.lg.jp